(b)　この条約上の義務を遵守し、及び船員に係る船舶内の条件の継続的な改善をもたらすための最も効果的な方法について、船舶所有者、船員及び関係する団体に技術的な情報及び助言を与えること。

4　検査員については、次の事項に妥当な考慮を払いつつ、その任務の効果的な遂行を確保するため、十分に訓練し、及び十分な数とすべきである。

(a)　検査員が遂行すべき任務の重要性、特に、検査の対象となる船舶の数、種類及び大きさ並びに執行すべき法規の数及び複雑性

(b)　検査員の使用に供される手段

(c)　検査を実効的に行うために必要な実際的な条件

5　検査員は、国内法令に定める公務員の採用に関する条件に従い、その任務の遂行に必要な資質を有し、かつ、十分な訓練を受けるべきであり、また、可能な場合には、海事に係る教育を受け、又は船員としての経験を有すべきである。検査員は、船員の労働条件及び生活条件並びに英語に関する十分な知識を有すべきである。

6　検査員の雇用期間中、当該検査員に対して適当な追加の訓練を提供するための措置がとられるべきである。

7　全ての検査員は、検査を行うべき状況、そのような種々の状況において行うべき検査の範囲及び検査の一般的な手法について明確な理解を有すべきである。

8　国内法令に基づき正当な証明書を所持する検査員は、少なくとも、次のことを行う権限を有すべきである。

(a)　自由に、かつ、予告なしに船舶に乗船すること。ただし、検査員は、船舶の検査を開始する場合には、船長又は責任者及び適当な場合には船員又はその代表者に対し、当該検査員が乗船することを通知すべきである。

(b)　船長、船員その他の者（船舶所有者又はその代表者を含む。）に対し、その者が証人の立会いを要求する場合には証人の立会いの下、法令に基づく要件の適用に関する事項について質問すること。

(c)　この条約を実施するための国内法令の遵守を確認するため、検査の対象となる事項に直接関係する帳簿、航海日誌、登録簿、証明書その他の書類又は情報の提出を要求すること。

(d)　この条約を実施するための国内法令に基づいて要求される掲示を行わせること。

(e)　使用され、又は取り扱われる物品、貨物、飲料水、食料、材料及び物質の試料を分析のため採取すること。

(f)　検査を行った後、乗船者の健康及び安全に影響を及ぼし得る不備について、直ちに船舶所有者、船舶の運航者又は船長の注意を喚起すること。

(g)　権限のある機関及び適当な場合には認定された団体に対し、現行の法令に明示的な規定のない不備又は弊害について警告し、及び当該法令を改善するための提案を提出すること。

(h)　法令に定める事例に関し、及び法令に定める態様により、権限のある機関に対し船員に影響を及ぼす職業上の負傷又は疾病について通報すること。

9　船舶所有者又はその代表者及び必要に応じて船員は、8(e)に規定する試料が採取される場合には、その旨の通報を受け、又は当該試料が採取される時に立ち会うべきである。当該試料の量については、検査員が適正に記録すべきである。

10　加盟国の権限のある機関が自国を旗国とする船舶について公表する年次報告には、次のものを含めるべきである。

(a)　船員の労働条件及び生活条件に関連する現行の法令並びに当該年次報告の対象となる年において効力を生じた改正の一覧表

(b)　検査制度の組織の詳細

(c)　検査の対象となる船舶又は他の施設並びに実際に検査が行われた船舶及び他の施設に関する統計

(d)　国内法令の対象となる全ての船員に関する統計

(e)　法令に対する違反、処罰及び船舶の抑留の事例に関する統計及び情報

(f)　報告された職業上の負傷及び疾病であって船員に影響を及ぼすものに関する統計

第5.1.5規則　船舶内における苦情に関する手続

1　加盟国は、自国を旗国とする船舶に対し、この条約上の義務の違反（船員の権利の侵害を含む。）について申し立てる船員の苦情を公正、効果的かつ迅速に取り扱うための船舶内における手続を有することを要求する。

2　加盟国は、苦情を申し立てたことについての船員に対するいかなる種類の迫害も禁止し、及び処罰する。

3　この規則の規定及び規範の関連する部分の規定は、船員が適当と認める法的手段を通じて是正を求める権利を害するものではない。

A5.1.5　基準　船舶内における苦情に関する手続

1　船舶内における手続は、国内法令又は団体交渉の合意によりその対象に一層広範な事項を含めることを妨げることなく、この条約上の義務の違反（船員の権利の侵害を含む。）に当たる疑いのある事項に関する苦情の申立てを行うために船員が利用することができる。

2　加盟国は、第5.1.5規則に定める義務を履行するため、その国内法令により適当な船舶内における苦情に関する手続を設けることを確保する。当該手続は、可能な限り低い職業上の地位の段階において苦情を解決することを追求するものとする。ただし、船員は、いかなる場合においても、船長及び、必要と認めるときは、適当な外部の機関に対して直接に苦情の申立てを行う権利を有する。

3　船舶内における苦情に関する手続には、船員が当該手続の間、補佐人又は代理人を立てる権利及び苦情を申し立てた船員に対する迫害の可能性からの保護を含む。「迫害」とは、明白な濫用又は悪意によるものでない苦情を申し立てた船員についていずれかの者がとる行為であって、当該船員に不利益となる全てのものをいう。

4　全ての船員は、船員の雇用契約の写しに加えて、船舶内において適用可能な苦情に関する手続の写しを提供される。この写しには、旗国の権限のある機関及び船員の居住国が旗国と異なる場合にはその居住国の権限のある機関の連絡先並びに船員が当該手続を利用するに当たり、当該船員に対しその苦情について内密に公平な助言を与え、及びその他の方法により支援することができる乗船者の氏名を含む。

B5.1.5　指針　船舶内における苦情に関する手続

1　権限のある機関は、適用可能な団体交渉の合意の関連規定に従うことを条件として、船舶所有者団体及び船員団体と緊密な協議の上、自国を旗国とする全ての船舶のため、船舶内における苦情処理の手続であって、公正な、迅速な、かつ、文書による十分な裏付けに基づくもののひな形を作成すべきである。当該手続を作成するに当たっては、次のことを考慮すべきである。

(a)　多くの苦情が、苦情の申立てを受理すべき者又は船長にさえも特に関係することがあること。船員は、いかなる場合においても、船長に対して直接及び外部に対しても苦情の申立てを行うことができるべきであること。